

南房総市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

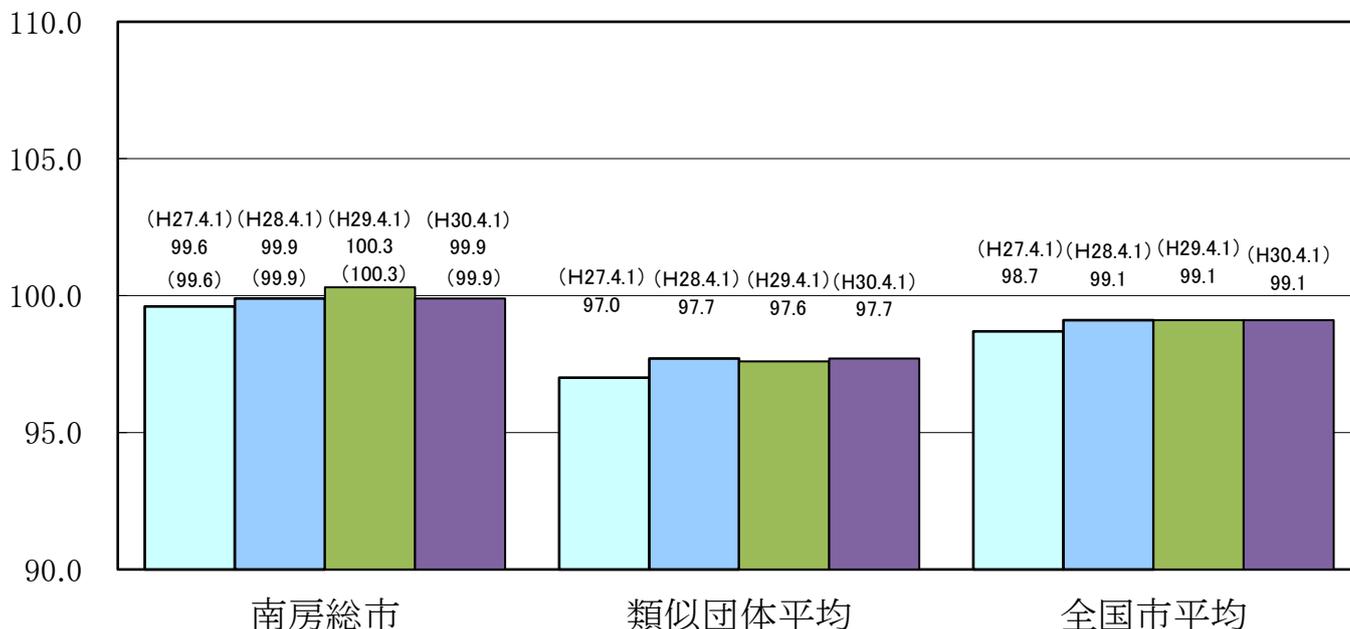
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
平成29年度	人 39,026	千円 21,551,932	千円 1,102,662	千円 3,991,741	% 18.5	% 18.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
平成29年度	人 447	千円 1,688,393	千円 193,652	千円 669,763	千円 2,551,808	千円 5,709	千円 5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）行政職給料表について、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、平均2.1%引き下げ。初任給に係る号給や若年層が多く在職する1級の全号給及び2級の一部号給については引き下げはしない。また、高齢層については、最大で5.3%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。なお、医療職給料表（一）については、医師の処遇の確保の観点から改定はしない。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0% 南房総市0%

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
		4月1日時 点	遡及改定後			
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
南房総市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢 (歳・月)	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南房総市	45.1 歳	343,167 円	386,628 円	363,843 円
千葉県	41.3 歳	312,096 円	405,061 円	365,204 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	42.3 歳	316,612 円	371,978 円	343,315 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢 (歳・月)	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南房総市	52.1 歳	29人	263,890 円	287,687 円	273,666 円	—	—	—	—
うち用務員	54.1 歳	13人	254,069 円	262,391 円	256,377 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.27
うち運転手	53.11 歳	2人	288,600 円	324,872 円	298,350 円	自家用乗用 自動車運転者	62.6 歳	202,700 円	1.60
うち清掃職員	49.8 歳	8人	276,350 円	332,882 円	303,163 円	廃棄物処理業 従業員	45.8 歳	293,000 円	1.14
千葉県	53.9 歳	472人	320,721 円	380,638 円	359,659 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.1 歳	17人	317,101 円	343,418 円	330,171 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南房総市	—	—	—
うち用務員	4,262,163 円	2,808,700 円	1.52
うち運転手	5,158,350 円	2,559,300 円	2.02
うち清掃職員	5,253,983 円	4,038,000 円	1.30

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成27年～29年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢 (歳・月)	平均給料月額	平均給与月額
南房総市	40.5 歳	306,291 円	321,310 円
千葉県	41.2 歳	349,491 円	417,718 円
類似団体	40.5 歳	297,503 円	327,899 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		南房総市	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	151,500 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	142,450 円	149,200 円	— 円

(注) 1 南房総市の技能労務職の初任給は技能職と労務職の平均額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	9年以上11年未満 245,820 円	19年以上22年未満 350,170 円	392,100 円	405,500 円
	高 校 卒	— 円	19年以上22年未満 315,260 円	354,133 円	401,580 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	24年以上26年未満 249,660 円	29年以上32年未満 275,183 円

(注) 1 表の区分に該当者がいない場合等には、近似の区分との平均値を記載しています。

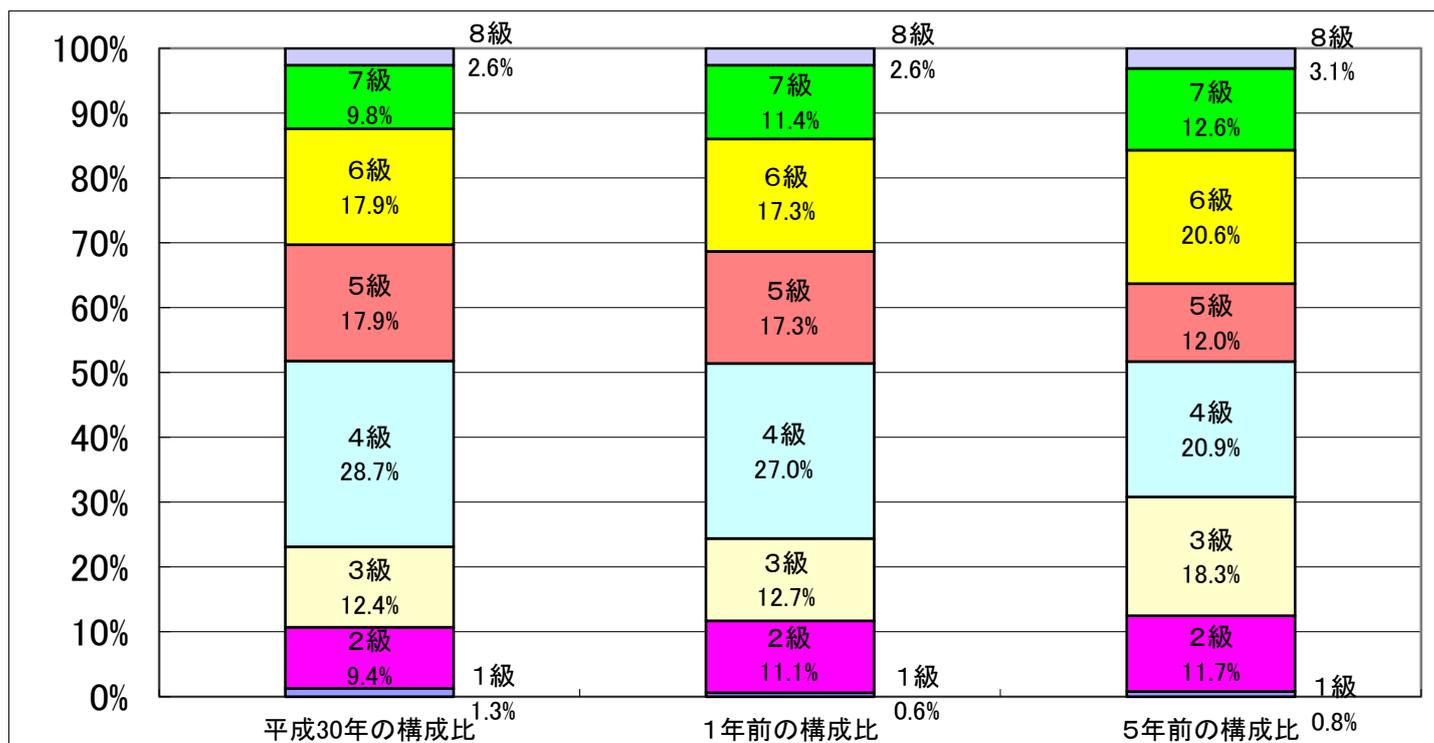
2 表の区分及び近似の区分に該当職員がいない場合は「—」としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	8人	2.6%	407,700円	481,700円
7級	課長、所長、主幹	30人	9.8%	362,300円	452,300円
6級	課長補佐、副主幹	55人	17.9%	318,500円	411,800円
5級	係長、主査	55人	17.9%	288,000円	395,600円
4級	係長、副主査	88人	28.7%	262,000円	387,000円
3級	主任主事、主任技師	38人	12.4%	228,900円	349,600円
2級	主事、技師	29人	9.4%	179,200円	301,500円
1級	主事、技師	4人	1.3%	142,600円	247,100円

- (注) 1 南房総市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（南房総市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南 房 総 市		千 葉 県		国	
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,485 千円		1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,755 千円		—	
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分		(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分		(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%・25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（南房総市）

平成30年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率			○		○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

南 房 総 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	21,701 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)			— 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
—	0 %	— 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.9 (99.9)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)		3,159 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		150,429 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度)		4.7 %		
手当の種類 (手当数)		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度)	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人取扱作業手当	社会福祉課職員	行旅死亡人の処理作業	0 千円	1件当たり 1,000円
行旅病人取扱作業手当	社会福祉課職員	行旅病人の救護作業	0 千円	1件当たり 500円
防疫手当	健康支援課職員	防疫作業	0 千円	1件当たり 400円
塵芥処理作業手当	清掃センター職員	塵芥処理作業	1,390 千円	日額 800円
収集業務手当	衛生センター職員	し尿の収集業務	884 千円	日額 1,000円
処理業務手当	衛生センター職員	し尿の処理業務	885 千円	日額 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	68,668 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	173 千円
支給実績 (平成29年度決算)	56,735 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	144 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (29年度 (28年度) 決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・父母等 6,500円 (配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額) <ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・父母等 9,000円) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人5,000円加算 	同じ		53,671 千円	248,477 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 (月額12,000円を超える場合) ・家賃月額に応じて支給 (限度額 月額27,000円) 	同じ		12,404 千円	275,644 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 定期代等全額支給 ・交通用具等利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額 月額54,300円) 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 55,000円までは全額支給 ・交通用具等利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額 月額31,600円) 	39,958 千円	102,985 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場合には、その勤務1回につき4,200円を支給	同じ		4,032 千円	15,448 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合1時間につき、1時間当たりの給与額の135%を支給	同じ		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に20,800円～51,700円を支給	異なる	46,300円～130,300円	22,780 千円	438,077 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当支給職員が緊急の必要により休日等に勤務した場合8,000円～10,000円を支給 6時間を超える場合は5割増 ・管理職手当支給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した場合4,000円～5,000円を支給 	異なる	6,000円～12,000円 6時間を超える場合は5割増	913 千円	20,289 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の25%を支給	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災害応急対策又は災害不復旧のため住所を離れて南房総市の区域内に滞在することを要する場合。1日につき3,970円～6,620円を支給			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	830,000 円	()	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	694,000 円	()	950,000 円 /	259,000 円		
報 酬	議 長	413,000 円		545,000 円 /	230,000 円		
	副 議 長	360,000 円		474,000 円 /	200,000 円		
	議 員	337,000 円		442,000 円 /	180,000 円		
期 末 手 当	市 長	(平成29年度支給割合)					
	副 市 長	4.25		月分			
退 職 手 当	議 長	(平成29年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	4.25		月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 長	830,000 × 在職月数 × 0.35		13,944,000円		任期毎	
	備 考	694,000 × 在職月数 × 0.25		8,328,000円		任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

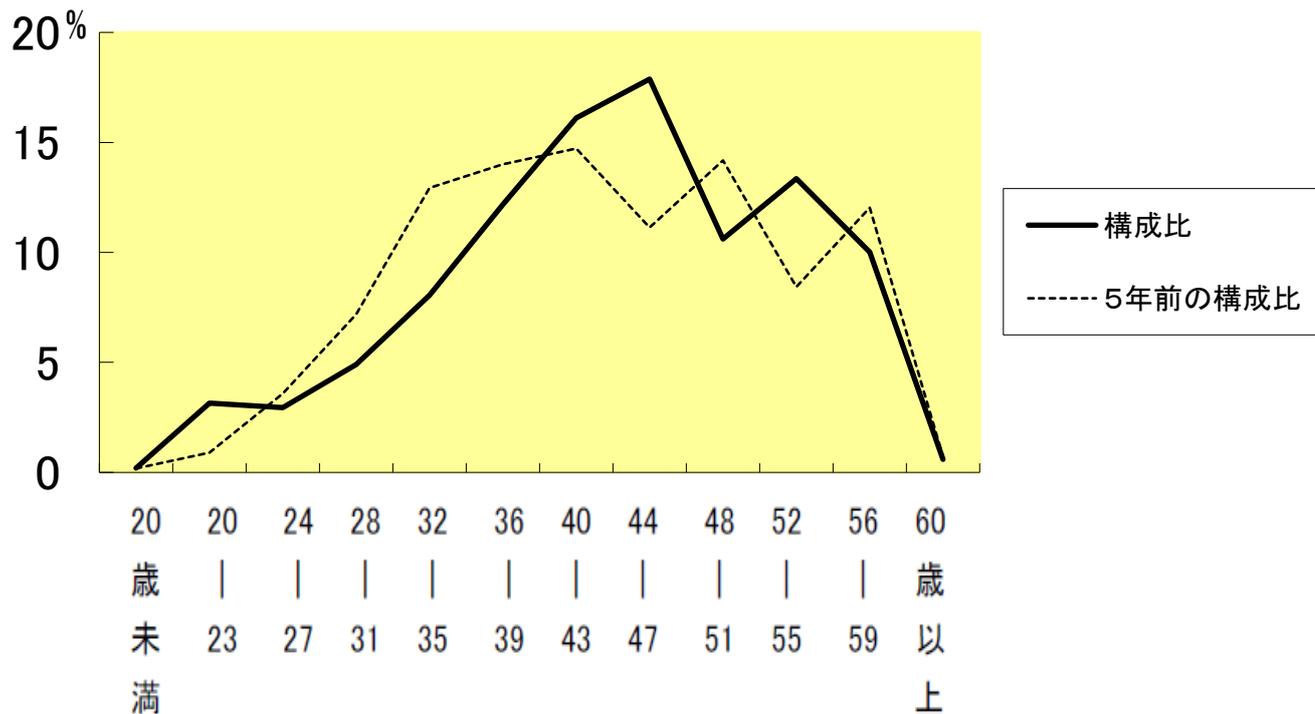
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
部 門		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	再任用短時間職員配置による増 業務増に伴う職員の増 再任用短時間職員配置による減 再任用短時間職員配置による増 事務の統廃合縮小による減
		総務・企画	99	99	0	
		税務	25	25	0	
		民生	77	80	3	
		衛生	50	51	1	
		農林水産	29	28	△ 1	
		商工	20	21	1	
		土木	29	26	△ 3	
	計	334	335	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.84 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.60 人)	
	教育部門	100	99	△ 1	業務量増加による増	
消防部門						
小 計	434	434	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.63 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	38	38	0	事務分掌見直しによる業務減	
	水道	20	19	△ 1		
	その他事業	18	18	0		
	小 計	76	75	△ 1		
合 計	510	509	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.43 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	16人	15人	25人	41人	62人	82人	91人	54人	68人	51人	3人	509人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		366	361	354	343	334	335	△31 (△8.5%)
教育		117	105	101	99	100	99	△18 (△15.4%)
普通会計計		483	466	455	442	434	434	△49 (△10.1%)
公営企業等会計計		74	74	74	76	76	75	1 (1.4%)
総合計		557	540	529	518	510	509	△48 (△8.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 29年度	千円 1,453,707	千円 △171,293	千円 176,676	% 12.2	% 12.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 29年度	人 21	千円 81,840	千円 10,351	千円 32,109	千円 124,300	千円 5,919

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢 (歳・月)	基本給	平均月収額
南房総市(水道事業)	43.0 歳	325,337 円	489,542 円
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南房総市(水道事業)	南房総市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,605 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,485 千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (—) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (—) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

南房総市（水道事業）			南房総市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2%～20%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2%～20%）	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	
1人当たり平均支給額	20,550	千円	1人当たり平均支給額	21,701	千円

（注）水道事業における退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度から平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	0 %	— 人	0 %

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成28年度決算）	左記職員に対する支給単価
劇物毒物取扱手当	浄水場管理係	劇物毒物取扱	0 千円	1日 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	2,780 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	146 千円
支給実績（平成29年度決算）	3,126 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	165 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度（28年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・父母等 6,500円 (配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額) <ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・父母等 9,000円) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人5,000円加算 	同		3,730 千円	248,667 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 (月額12,000円を超える場合) ・家賃月額に応じて支給 (限度額 月額27,000円) 	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 定期代等全額支給 ・交通用具等利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額 月額54,300円) 	同		1,966 千円	98,291 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場合には、その勤務1回につき6,300円を支給	異	1回につき 4,200円	779 千円	98,291 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合1時間につき、1時間当たりの給与額の135%を支給	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に20,800円～51,700円を支給	同		426 千円	86,567 円
管理職員 特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当支給職員が緊急の必要により休日等に勤務した場合8,000円～10,000円を支給 6時間を超える場合は5割増 ・管理職手当支給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した場合4,000円～5,000円を支給 	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の25%を支給	同		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災害応急対策又は災害不復旧のため住所を離れて南房総市の区域内に滞在することを要する場合。1日につき3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
平成 29年度	千円 596,105	千円 △95,224	千円 362,110	% 60.7	% 65.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 29年度	人 38	千円 147,085	千円 52,108	千円 56,731	千円 255,924	千円 6,735

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
6,890

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢 (歳・月)	基本給	平均月収額
医師	41.1 歳	492,733 円	1,622,289 円
医療技術員	42.3 歳	295,329 円	485,772 円
看護師・准看護師	44.5 歳	314,354 円	496,645 円
事務職員	43.4 歳	334,600 円	548,827 円
団体平均 (医師)	45.0 歳	570,599 円	1,413,587 円
団体平均 (看護師)	39.3 歳	292,417 円	467,031 円
団体平均 (事務職員)	42.9 歳	324,084 円	497,283 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南房総市(病院事業)	南房総市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (平成29年度) 1,493 千円	1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,485 千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (—) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分
勤勉手当 1.80 月分 (—) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

南房総市（病院事業）			南房総市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	
1人当たり平均支給額	14,711 千円		1人当たり平均支給額	18,024 千円	

（注）病院事業における退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度から平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	0 %	— 人	0 %

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	15,425 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	514,167 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）	78.9 %			
手当の種類（手当数）	7種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する 支給単価
医務手当	富山国保病院医師	医師の医務	8,520 千円	月額 350,000円以内
研究手当	富山国保病院医師	医師の研究	1,380 千円	月額 200,000円以内
病菌検査手当	富山国保病院検査技師	検査技師の病菌検査	60 千円	月額 5,000円以内
調剤手当	富山国保病院薬剤師	薬剤師の調剤	36 千円	月額 3,000円以内
放射線照射従事者手当	富山国保病院技師、看護師、准看護師	放射線照射業務に従事した時	948 千円	月額 5,000円以内
主任看護師手当	富山国保病院主任看護師	主任看護師業務	120 千円	月額 5,000円
夜間看護手当	富山国保病院看護師、准看護師	夜間看護に従事した時	7,119 千円	1回当たり6,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	4,065 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	113 千円
支給実績（平成28年度決算）	24,926 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	692 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度（28年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・父母等 6,500円 (配偶者がいない場合の扶養親族 1人に係る手当額 ・子 10,000円 ・父母等 9,000円) ・満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同		4,683 千円	260,171 円
住居手当	・借家 (月額12,000円を超える場合) ・家賃月額に応じて支給 (限度額 月額27,000円)	同		1,494 千円	298,843 円
通勤手当	・交通機関等利用者 定期代等全額支給 ・交通用具等利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額 月額54,300円)	同		3,244 千円	95,416 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場 合には、その勤務1回につき 次の額を支給 医師 20,000円 医師以外の病院職員 6,300円	異	1回につき 4,200円	8,822 千円	801,973 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時 間中に勤務した場合1時間につ き、1時間当たりの給与額の 135%を支給	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に20,800円～51,700円 を支給	同		732 千円	366,000 円
管理職員 特別勤務手当	・管理職手当支給職員が緊 急の必要により休日等に勤 務した場合8,000円～10,000 円を支給 6時間を超える場合は5割増 ・管理職手当支給職員が災 害への対処その他の臨時又 は緊急の必要により平日深 夜に勤務した場合4,000円～ 5,000円を支給	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務した職員に対 し、1時間当たりの給与額の 25%を支給	同		3,731 千円	162,202 円
初任給調整手当	医師である職員のうち欠員 の補充が困難であると認め られる職にある職員、採用 の日から35年以内の期間 306,000円を超えない額を支 給	異	医師のみ支給	9,709 千円	3,236,300 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災 害応急対策又は災害不復旧 のため住所を離れて南房総 市の区域内に滞在すること を要する場合。1日につき 3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円